

上越市の

介護保険

サービスガイドブック

2024～2026年度版



介護保険は、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度です。

～介護保険制度の理念「自立支援と重度化防止」～

介護保険法では、制度の理念である「自立支援」と「重度化防止」を定めています。

「自立支援」は、介護等が必要な方の尊厳を保持し、その方の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

「重度化防止」は、介護が必要な状態になっても、できないことを補うだけでなく、できることを続け、できることを増やすことにより、高齢者の生活の質を向上させることを目的としています。

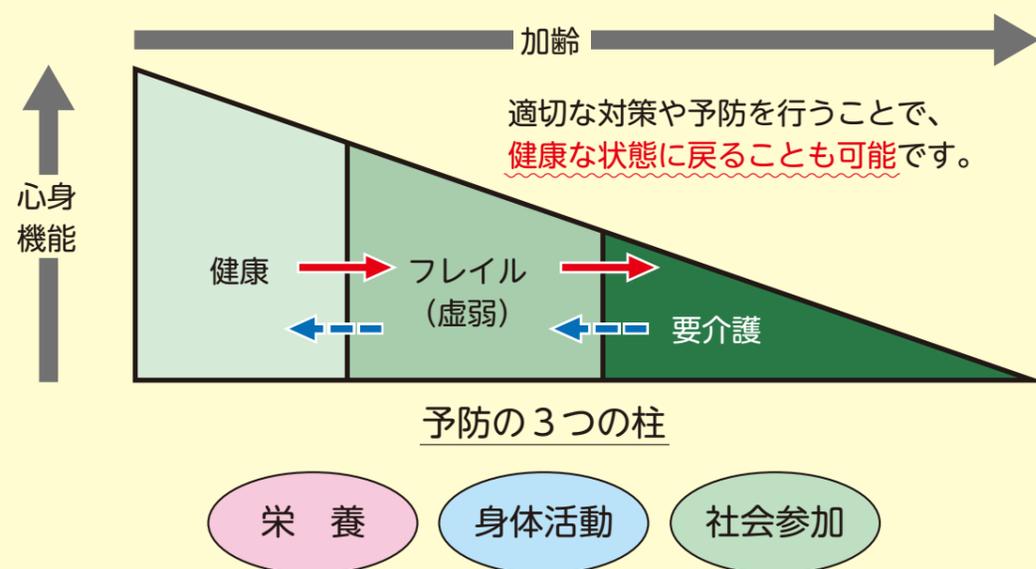
市民の皆さまには、要介護状態となることを予防するために、フレイル予防に取り組んで、健康維持に努めること、そして要介護状態となった場合においても、ご自身の能力の維持向上に努めることが求められています。

生活の中で、「できないこと」が出てきても、ご自分の「ありがたい姿(望む暮らし)」の実現に向けて、家族や地域包括支援センター、ケアマネジャー等と相談しながら、「できること」に取り組んでいきましょう。

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために・・・

「フレイル予防」に取り組みましょう！

「フレイル」とは、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康な状態と要介護状態の間の「虚弱な状態」のことです。



も く じ

介護保険のしくみ	● 介護保険制度とは 4 ● 介護保険の加入者は 6
介護保険料の決め方と納め方	● 介護保険料はみなさんの保険料をもとに運営されています 8 ● 65歳以上の人の介護保険料の決め方 10
介護保険サービスの利用のしかた	● 介護保険サービスを利用するまでの手続きの流れ 12 ● 介護度別のサービス利用方法 14
介護保険サービスの種類と費用	● 介護保険サービスの種類 16
費用の支払い	● 利用者負担 32 ● 利用者負担の軽減 35 ● 交通事故等が原因で介護保険サービスを利用するときは早めにご連絡を 38
地域支え合い事業	● 地域支え合い事業「通いの場」 39
地域包括支援センター	● 地域包括支援センターにご相談ください 40
介護保険サービスについての苦情・相談	● 介護保険サービスについての苦情・相談があるときは 42

介護保険のしくみ

介護保険料の決め方と納め方

介護保険サービスの利用のしかた

介護保険サービスの種類と費用

費用の支払い

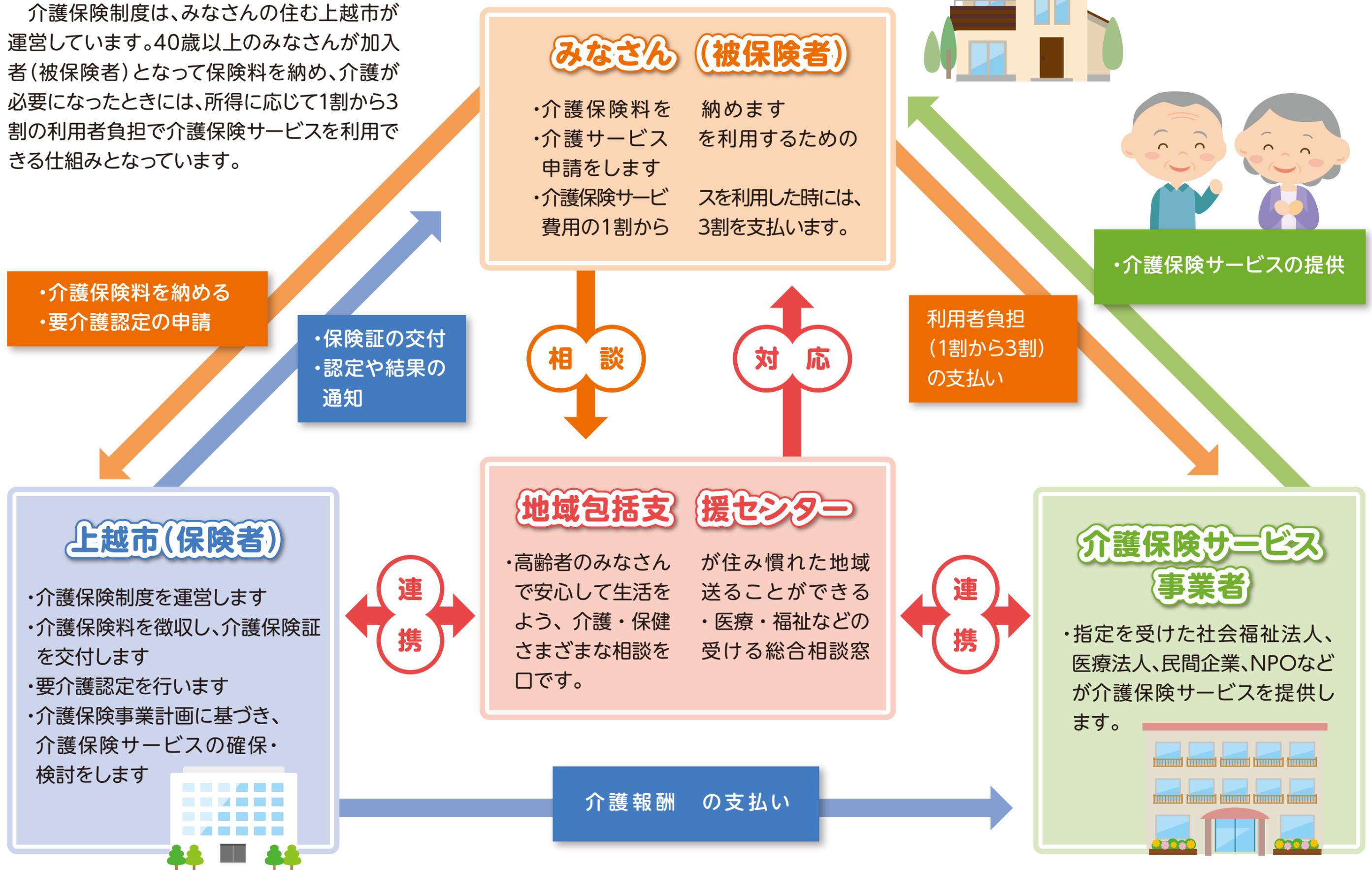
地域支え合い事業

地域包括支援センター

介護保険サービスについての苦情・相談

介護保険制度とは

介護保険制度は、みなさんの住む上越市が運営しています。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときには、所得に応じて1割から3割の利用者負担で介護保険サービスを利用できる仕組みとなっています。



介護保険のしくみ

介護保険の加入者は

40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)です

上越市にお住まいの40歳以上のみなさんは、介護保険の加入者(被保険者)です。年齢によって介護保険サービスを利用できる条件が異なります。

65歳以上の人 (第1号被保険者)



介護保険サービスを利用できるのは

介護が必要であると 認定された人

(病気や事故、ケガなど介護が必要になった原因にかかわらず介護保険サービスの対象となります。)

**保険証は65歳の誕生日前に
交付されます。**

40歳から64歳の 医療保険に加入している人 (第2号被保険者)



介護保険サービスを利用できるのは

特定の病気で介護が必要で あると認定された人

(加齢との関係がある16疾病が特定疾病として定められています。) **特定疾病の種類はこちら**
※特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象にはなりません。

**保険証は、要介護・要支援の認定
を受けた人に交付されます。**

✿ 65歳になると介護保険の保険証が交付されます。

65歳の誕生日の前日までに、上越市から保険証(介護保険被保険者証)が郵送されます。
※40歳から64歳の医療保険に加入している人(第2号被保険者)は、要介護・要支援の認定を受けた場合に交付されます。



介護保険の保険証は次のようなときに使いますので、大切に保管してください。

- ◆ 要介護認定の申請をするとき
- ◆ 基本チェックリストによる判定を受けるとき
- ◆ 介護保険のサービスを利用するとき
- ◆ ケアプランの作成を依頼するとき

介護保険Q&A

Q 介護保険サービスを利用するつもりがないので、介護保険に加入しなくてもいいですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支え合う社会保険制度です。介護保険サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。上越市に住む外国人も、短期滞在の人などを除き、介護保険の加入者となります。

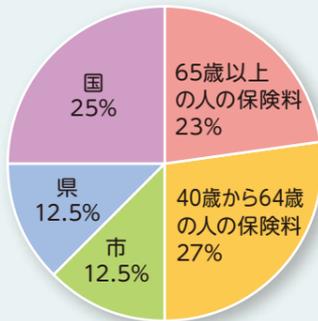
16種類の特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
- および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
- およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

介護保険はみなさんの保険料をもとに運営されています

介護保険は、公費と40歳以上のみなさんに納めていただく介護保険料を財源に運営しています。介護保険サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要になったときには、だれもが安心して介護保険サービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めてください。

介護保険の総費用が増加すると、財源の一部である介護保険料も上昇します



介護保険を運営する財源は、国、県、市町村が50%を支出し、残りの50%を保険料によって賄う仕組みになっています。この割合は法律に定められており、介護保険の総費用(施設サービスや在宅サービスにかかる費用)が増加すると、財源の一部である介護保険料も上昇します。

介護保険Q&A

Q 65歳以上の人の介護保険料は、市町村によって異なりますか？

A 市町村によって、介護サービスの利用見込みや65歳以上の人数が異なるので、介護保険料も市町村ごとに異なります。

Q 介護保険料を納めないでいるとどうなりますか？

A 滞納すると延滞金が発生したり、滞納処分(財産の差し押さえなど)を受ける場合があります。また、滞納の期間に応じて以下の給付制限措置がとられ、その旨が被保険者証に記載されます。

- 1年以上滞納した場合: 利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納した場合: 利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた介護保険料が差し引かれる場合もあります。
- 2年以上滞納した場合: 滞納した期間に応じて利用者負担が1割から2割の人は3割に、利用者負担が3割の人は4割に上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。また、特別養護老人ホームやショートステイ利用時の食費や居住費にかかる利用者負担限度額(38ページ参照)等の適用も受けられなくなります。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の納め方

年金の受給額(基礎年金部分)が年額18万円以上の方

特別徴収…年金の支払い月に年金から差し引かれます

<暫定賦課>(4月・6月・8月)

保険料算定の基礎となる当年度の所得等が確定していないため、前年度2月に特別徴収された人は4月は2月と同じ額が、6月と8月は前年度の所得等をもとに暫定賦課された概ね均等な額が徴収されます。

<確定賦課>(10月・12月・2月)

当年度の所得等の確定後に年間の保険料額を決定します。年間の保険料額から暫定賦課分(4月・6月・8月)を差し引いた額が、10月・12月・2月の3回に分けて徴収されます。

○特別徴収の開始時期

- ・65歳になった
- ・老齢・退職・遺族・障害年金の受給が始まった
- ・他の市町村から転入した など

原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後からの差し引きとなります。それまでは、納付書または口座振替で納めます。

○本来、年金からの差し引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に普通徴収で納める場合があります。

- ・年度途中で保険料が増額になった など

特別徴収のほかに増額分を普通徴収で納めます

- ・年度途中で保険料が減額になった
- ・年金が一時差し止めになった など

特別徴収が停止となり、特別徴収が再開するまで普通徴収で納めます

★介護保険制度では、特別徴収の対象となる方が普通徴収(納付書や口座振替による納付)を選ぶことはできません。

特別徴収に該当しない方

普通徴収…納付書や口座振替で納めます

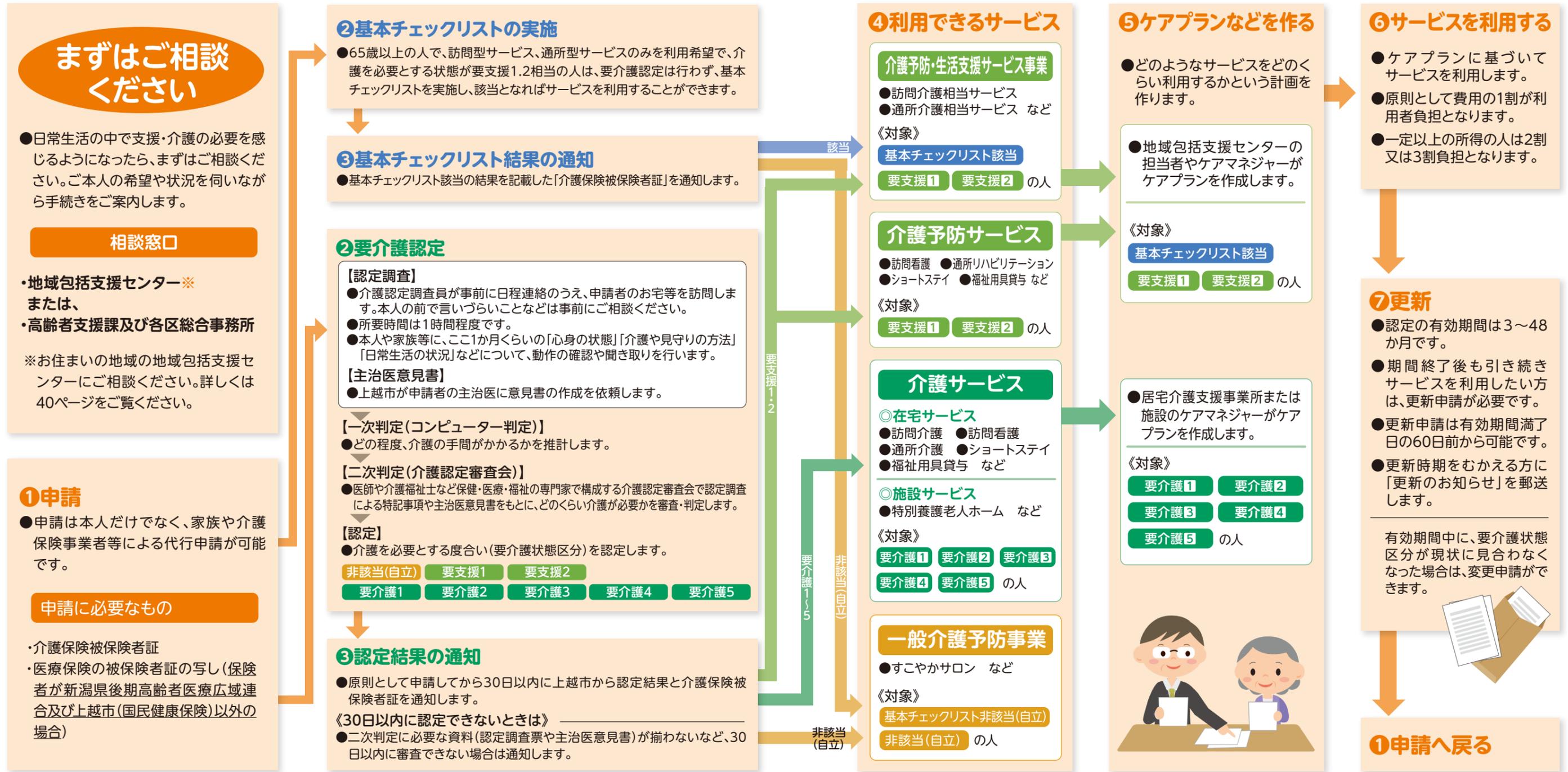
市から送付される納付書や、各自でご設定いただく口座振替により納めていただきます。

40歳から64歳の医療保険に加入している人(第2号被保険者)の介護保険料

40歳から64歳の人の介護保険料は、ご加入の医療保険の算定方法により決められ、医療保険料と一括して納めていただきます。

対象者	決め方	納め方
国民健康保険に加入している人	同じ世帯に属している第2号被保険者の人数、所得などによって決まります。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分と介護分を合わせて、世帯主に納めていただきます。
職場の医療保険に加入している人	健康保険組合、共済組合など加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

介護保険サービスを利用するまでの手続きの流れ



介護保険サービスの利用のしかた

心身状態の例

※要介護状態区分は病気等の症状の重さではなく、介護の手間(介護にかかる時間)で判定します。「心身状態の例」は、「めやす」であり、内容に該当すれば必ずその状態区分になるというわけではありません。

基本チェックリスト該当(要支援1・2相当)

状態区分 要支援1

《心身状態の例》

- 基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

状態区分 要支援2

《心身状態の例》

- 要支援1の状態より、基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下している状態。要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

状態区分 要介護1

《心身状態の例》

- 基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部の介助が必要。
- 立ち上がりなどに支えが必要。

状態区分 要介護2

《心身状態の例》

- 食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。
- 立ち上がりや歩行に支えが必要。

状態区分 要介護3

《心身状態の例》

- 食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。
- 立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。

状態区分 要介護4

《心身状態の例》

- 食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。
- 立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。
- 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

状態区分 要介護5

《心身状態の例》

- 日常生活や身の回りの世話全般にわたり、全面的な介助が必要。
- 立ち上がりや歩行などがほとんどできない。
- 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

介護度別のサービス利用方法

✿ 非該当の認定を受けた場合

非該当(自立)

- 各地域で介護予防を目的に開催されている地域支え合い事業「通いの場」に参加し、自立した生活を送ることができるようしましょう。
- 詳しくは、39ページ「地域支え合い事業「通いの場」」をご覧ください。

✿ ポイント

- ケアマネジャーとは、利用者に適したケアプランの作成を行う介護の知識を幅広く持った専門家です。介護支援専門員とも呼ばれています。
- ケアプランとは、どのようなサービスをどれだけ利用するかを決めた「介護サービス計画」や「介護予防サービス計画」のことです。ケアプランを作成する費用の自己負担はありません。

✿ 基本チェックリスト該当の場合

✿ 要支援1・2の認定を受けた場合

基本チェックリスト 該当 要支援1 要支援2

「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

地域包括支援センターの担当者やケアマネジャーが自宅を訪問して、本人の心身や生活の状況の聞き取りを行います。

本人の状態に合った「介護予防ケアプラン」を作成します。

「介護予防ケアプラン」に基づいて、「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。

- 3～48か月ごとにサービスの効果を確認し、利用するサービスを見直します。

✿ 要介護1～5の認定を受けた場合

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護保険の各種サービスが利用できます。

在宅サービスを利用したい

居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。ケアマネジャーは本人の希望や状態に応じたケアプランを作成します。居宅介護支援事業所の一覧表は、上越市の窓口にあります。

◆在宅サービスを利用

ケアプランに基づいてサービスを利用します。本人の心身の状況に合わせて、ケアプランを変更することもできます。

施設サービスを利用したい

希望する施設を選び、直接申し込みます。
※どの施設が適しているかわからない場合は、地域包括支援センター、市の窓口等に相談してください。

◆施設サービスを利用

施設のケアマネジャーが作成するケアプランに基づいて、サービスを利用します。

介護保険Q&A

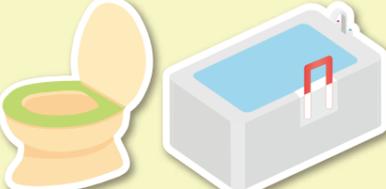
- Q** 新規申請で認定結果が出る前にサービスを利用することはできますか？
- A** 利用できます。認定結果を見越してサービスの利用を希望する場合は、お住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください。ただし、次の場合は利用したサービス費用が全額自己負担となりますのでご注意ください。

- ・認定結果が非該当(自立)の場合
- ・申請後、何らかの事情により認定調査を実施できず、申請を取下げた場合

介護保険サービスの種類

介護保険のサービスには、在宅で利用するサービスや施設に入所するサービス、その他いろいろな種類のサービスがあります。以降のページで各サービスを紹介します。

★がついている介護サービスは、地域密着型サービス(原則、**上越市民**のみ使えるサービス)です。

<p>訪問サービス</p> <p>18ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問型サービスB ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護★ ○訪問入浴介護 ○訪問リハビリテーション ○訪問介護相当サービス ○訪問看護 ○居宅療養管理指導 
<p>通所サービス</p> <p>21ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○地域密着型通所介護★ ○通所型サービスB ○通所介護相当サービス ○認知症対応型通所介護★ ○通所リハビリテーション 
<p>短期間施設に入所して利用するサービス</p> <p>24ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 
<p>通所を中心とした複合的なサービス</p> <p>25ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模多機能型居宅介護★ ○看護小規模多機能型居宅介護★ 
<p>介護保険施設に入所する</p> <p>26ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護★(地域密着型特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 ○介護医療院 
<p>住まいを移して利用するサービス</p> <p>28ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特定施設入所者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護★ 
<p>生活環境を改善するためのサービス</p> <p>29ページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入 ○住宅改修 

要介護
1~5

要介護1~5の方が利用できるサービス

要支援
1・2

要支援1・2の方が利用できるサービス

基本チェックリスト
該当

地域包括支援センターが行う基本チェックリストにより、支援が必要と判定された方が利用できるサービス

地域密着型

原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できるサービス

※利用者負担のめやすについては、上越市内に所在する事業所がサービス提供をしている場合の計算例を載せています。

※実際にかかる費用は、サービス事業所の所在地や体制、利用するサービスの内容によって異なります。

※利用者負担のめやすは負担割合が1割の場合を記載しています。負担割合が2割の場合は2倍に、3割の場合は3倍にしてめやすとしてください。

※なお、今後の動向により、表中の金額が変更される場合があります。



●訪問サービス

日常生活の手助けをしてもらう

要介護 1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を利用できます。通院などを目的とした、乗車介助（介護タクシー）も利用できます。

●利用者負担(1割の場合)のめやす(1回あたり)

身体介護中心	20分未満	163円
	20～30分未満	244円
	30～60分未満	387円
生活援助中心	20～45分未満	179円
	45分以上	220円
通院時の乗車・降車等介助	片道につき	97円

<身体介護中心>

- ・食事、入浴、排せつのお世話
- ・衣類の交換 など

<生活援助中心>

- ・住居の掃除、洗濯、買い物
- ・食事の準備、調理 など

要支援 1・2 **基本チェックリスト 該当** 訪問介護相当サービス

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護（食事、入浴等の生活動作の介助）や生活援助（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物等の支援）を利用できます。

<従前相当サービス>

●利用者負担(1割の場合)のめやす(1か月あたり)

要支援 1・2	週 1 回程度の利用	1,176円
	週 2 回程度の利用	2,349円
要支援 2	週 2 回程度を超える利用	3,727円

<緩和した基準によるサービス>

●利用者負担(1割の場合)のめやす(1か月あたり)

要支援 1・2	週 1 回程度の利用	941円
	週 2 回程度の利用	1,879円
要支援 2	週 2 回程度を超える利用	2,982円

※基本チェックリスト該当の場合は、必要性に応じて週 1 回から週 2 回程度を超える利用ができます。

以下の本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービス対象外です。

- ・本人が使う部屋以外の掃除
- ・ペットの世話
- ・預金の引き出し、預け入れ
- ・本人以外の人に係わる洗濯・調理
- ・草むしり
- ・家具の移動や修繕
- ・来客の応接
- ・模様替え
- ・留守番 など

ボランティアに訪問してもらう

要支援 1・2 **基本チェックリスト 該当** 訪問型サービスB

市の講座を受講した有償ボランティアに自宅を訪問してもらい、家事支援（掃除、洗濯、調理、生活必需品の買い物、ごみ出し等）、話し相手、安否確認、外出支援などを利用できます。

●利用者負担

1回 1時間につき	200円
1回 30分につき	100円

●訪問サービス

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを利用する

要介護 1～5 **地域密着型** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問をしてもらいます。介護と看護が連携を図り、入浴、排せつの介護や療養上の世話や診療の補助などのサービスを利用できます。

●利用者負担(1割の場合)のめやす(1か月あたり)
【訪問看護サービスを利用する場合】

要介護 1	7,946円
要介護 2	12,413円
要介護 3	18,948円
要介護 4	23,358円
要介護 5	28,298円

※要支援の方は利用できません。

※原則として市民だけが利用できるサービスです。

自宅で入浴する

要介護 1～5 **要支援 1・2** 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで自宅に訪問してもらい、入浴の介助を受けます。

●利用者負担(1割の場合)のめやす(1回あたり)

要支援 1・2	856円
要介護 1～5	1,266円

看護師などに訪問してもらう

要介護 1～5 **要支援 1・2** 訪問看護（介護予防訪問看護）

訪問看護ステーションの看護師などに自宅に訪問してもらい、主治医の指示のもと、病状を観察したり床ずれの手当などをしてもらいます。

●利用者負担(1割の場合)のめやす(1回あたり)

訪問看護ステーションから訪問	20分未満	314円
	20分以上 30分未満	471円
	30分以上 1時間未満	823円
	1時間以上 1時間 30分未満	1,128円
病院または診療所から訪問	20分未満	266円
	20分以上 30分未満	399円
	30分以上 1時間未満	574円
	1時間以上 1時間 30分未満	844円

●訪問サービス

自宅でリハビリする

要介護 1～5 要支援 1・2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門職に訪問してもらい、自宅でリハビリを行います。

●利用者負担（1回あたり）

20分以上リハビリを行った場合	308円
-----------------	------

■加算料金（1回あたり）

短期集中リハビリテーション実施加算（退院退所・認定日から3か月以内）	200円
------------------------------------	------

お医者さんなどによる療養上の管理や指導

要介護 1～5 要支援 1・2 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、療養上の管理・指導を受けます。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1回あたり）

（同日、同じ建物にサービスを受ける人がほかにいない場合）

医師の場合	1か月に2回	515円
歯科医師の場合	1か月に2回	517円
医療機関の薬剤師の場合	1か月に2回	566円
薬局の薬剤師の場合	1か月に4回	518円
管理栄養士の場合	1か月に2回	545円
歯科衛生士の場合	1か月に4回	362円



●通所サービス

施設に通って食事や入浴などのサービスを利用する

要介護 1～5 通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションなどを日帰りで利用できます。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1日あたり）

・基本サービス（7時間以上8時間未満の場合）

※送迎を含む

要介護度	利用者負担	食費
要介護1	658円	昼食 730円
要介護2	777円	
要介護3	900円	
要介護4	1,023円	
要介護5	1,148円	

基本サービスに加えて

- ・個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
 - ・食事に関する指導など（栄養改善）
 - ・口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを利用できる事業所もあります。

・選択的サービス

個別機能訓練（1日）	56円
栄養改善（1回）	200円
口腔機能向上（1回）	150円

※日常生活費は別途負担となります。

※食費は上越市内の事業所における平均的な額となります。

要支援 1・2 **基本チェックリスト 該当** 通所介護相当サービス

デイサービスセンターなどで、食事・入浴などのサービスや、機能訓練やレクリエーションなどを日帰りで利用できます。

<従前相当サービス>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

・基本サービス

※送迎・入浴を含む

要介護度	利用者負担	食費
要支援1	1,798円	昼食 730円
要支援2	3,621円	

<緩和した基準によるサービス>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

・基本サービス

※送迎・入浴を含む

要介護度	利用者負担	食費
要支援1	1,438円	昼食 730円
要支援2	2,897円	

※基本チェックリスト該当の場合は、必要性に応じて週1回から週2回程度を超える利用ができます。

基本サービスに加えて

- ・筋力トレーニングなど（生活機能向上）
 - ・食事に関する指導など（栄養改善）
 - ・口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを利用できる事業所もあります。

・選択的サービス

生活機能向上	100円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円

●通所サービス

施設に通って食事や入浴などのサービスを利用する

要介護 1～5 **地域密着型** **地域密着型通所介護**
【小規模デイサービス】

定員 18 人以下の小規模なデイサービスです。

●利用者負担 (1 割の場合) のめやす (1 日あたり)

・基本サービス (7 時間以上 8 時間未満の場合)

※送迎を含む

要介護度	利用者負担	食費
要介護 1	753 円	昼食 730 円
要介護 2	890 円	
要介護 3	1,032 円	
要介護 4	1,172 円	
要介護 5	1,312 円	

・選択的サービス

個別機能訓練 (1 日)	56 円
栄養改善 (1 回)	200 円
口腔機能向上 (1 回)	150 円

※日常生活費は別途負担となります。
※食費は上越市内の事業所における平均的な額となります。
※原則として上越市民だけが利用できるサービスです。

認知症の方が施設に通って利用するサービスを利用する

要介護 1～5 **要支援 1・2** **地域密着型** **認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)**
【認知症デイサービス】

認知症の方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで利用できます。
認知症の方を対象とした専門的なケアを提供するデイサービスです。

●利用者負担 (1 割の場合) のめやす (1 日あたり)

・単独型 /7 時間以上 8 時間未満利用した場合

※送迎を含む

要介護度	利用者負担	食費
要支援 1	861 円	昼食 730 円
要支援 2	961 円	
要介護 1	994 円	
要介護 2	1,102 円	
要介護 3	1,210 円	
要介護 4	1,319 円	
要介護 5	1,427 円	

※日常生活費は別途負担となります。
※食費は上越市内の事業所における平均的な額となります。
※原則として上越市民だけが利用できるサービスです。

理学療法士等による運動指導などを受ける

要支援 1・2 **基本チェックリスト該当** **通所型サービスB**
【介護予防教室】

理学療法士や健康運動指導士などの有資格者による運動指導や脳トレを行います。

●利用者負担のめやす(1回につき) …………… 200円程度 ※39ページをご覧ください。

●通所サービス

施設に通ってリハビリをする

要介護 1～5 **通所リハビリテーション**
【デイケア】

介護老人保健施設や介護医療院・病院・診療所で、リハビリの専門職による機能訓練などを日帰りで利用できます。

●利用者負担 (1 割の場合) のめやす (1 日あたり)

・基本サービス (通常規模 /7 時間以上 8 時間未満の場合)

※送迎を含む

要介護度	利用者負担	食費
要介護 1	762 円	昼食 730 円
要介護 2	903 円	
要介護 3	1,046 円	
要介護 4	1,215 円	
要介護 5	1,379 円	

基本サービスに加えて

- ・食事に関する指導など (栄養改善)
- ・口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など (口腔機能向上)
- などのメニューを利用できる事業所もあります。

・選択的サービス

栄養改善 (1 回)	200 円
口腔機能向上 (1 回)	150 円

※日常生活費は別途負担となります。
※食費は上越市内の事業所における平均的な額となります。

要支援 1・2 **介護予防通所リハビリテーション**
【デイケア】

介護老人保健施設や介護医療院・病院・診療所で、リハビリの専門職により介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで利用できます。

●利用者負担 (1 割の場合) のめやす (1 月あたり)

要介護度	利用者負担	食費
要支援 1	2,268 円	昼食 730 円
要支援 2	4,228 円	

・選択的サービス (1 月あたり)

栄養改善	200 円
口腔機能向上	150 円

※日常生活費は別途負担となります。
※食費は上越市内の事業所における平均的な額となります。

基本サービスに加えて

- ・食事に関する指導など (栄養改善)
- ・口内の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など (口腔機能向上)
- などのメニューを利用できる事業所もあります。

リハビリ
専門職とは?

リハビリの専門職とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」のことです。
具体的には下記のようなリハビリを行います。

理学療法士:日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士:日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士:音声・言語・聴覚に障害のある方に訓練や検査などを行います。

●短期間施設に入所して利用するサービス

自宅で介護を受けている人が一時的に入所する

要介護 1～5 **要支援 1・2** **短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）**
【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴など日常生活上の介護を受けます。

<多床室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1日あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要支援1	451円	1,445円	915円	2,811円
要支援2	561円			2,921円
要介護1	603円			2,963円
要介護2	672円			3,032円
要介護3	745円			3,105円
要介護4	815円		3,175円	
要介護5	884円		3,244円	

<ユニット型個室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1日あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要支援1	529円	1,445円	2,066円	4,040円
要支援2	656円			4,167円
要介護1	704円			4,215円
要介護2	772円			4,283円
要介護3	847円			4,358円
要介護4	918円		4,429円	
要介護5	987円		4,498円	

医療上の支援が必要な人が一時的に入所する

要介護 1～5 **要支援 1・2** **短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）**
【療養型のショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練などを受けます。

<多床室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1日あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要支援1	613円	1,445円	437円	2,495円
要支援2	774円			2,656円
要介護1	830円			2,712円
要介護2	880円			2,762円
要介護3	944円			2,826円
要介護4	997円		2,879円	
要介護5	1,052円		2,934円	

<ユニット型個室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1日あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要支援1	624円	1,445円	2,066円	4,135円
要支援2	789円			4,300円
要介護1	836円			4,347円
要介護2	883円			4,394円
要介護3	948円			4,459円
要介護4	1,003円		4,514円	
要介護5	1,056円		4,567円	

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※日常生活費は別途負担となります。

●通所を中心とした複合的なサービス

通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービスを利用する

要介護 1～5 **要支援 1・2** **地域密着型** **小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）**

小規模な施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを組み合わせたサービスです。同じ事業所から一体的に各種サービスを受けます。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

（事業所と同一建物に居住していない利用者の場合）

要介護度	①利用者負担	②食費（1日）	③宿泊費（1日）
要支援1	3,450円	朝食 400円 昼食 600円 夕食 560円	1,900円
要支援2	6,972円		
要介護1	10,458円		
要介護2	15,370円		
要介護3	22,359円		
要介護4	24,677円		
要介護5	27,209円		

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※日常生活費は別途負担となります。

通い・訪問・宿泊に看護を組み合わせたサービスを利用する

要介護 1～5 **地域密着型** **看護小規模多機能型居宅介護**

小規模多機能型居宅介護の「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスと「訪問看護」を組み合わせたサービスです。同じ事業所から一体的に各種サービスを受けます。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1日あたり）

（事業所と同一建物に居住していない利用者の場合）

要介護度	①利用者負担	②食費（1日）	③宿泊費（1日）
要介護1	10,423円	朝食 400円 昼食 600円 夕食 560円	1,900円
要介護2	15,318円		
要介護3	22,283円		
要介護4	24,593円		
要介護5	27,117円		

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※要支援の方は利用できません。

※原則として上越市民だけが利用できるサービスです。

<小規模多機能型・看護小規模多機能型とは>

「通い」、「訪問」、「宿泊」を利用者の状態、ニーズに応じて柔軟に組み合わせて日常生活を支援します。



●介護保険施設に入所する

生活介護が中心の施設

要介護 3～5 介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方を対象とした施設です。
食事・入浴など日常生活上の介護や健康管理を受けます。

※要介護 1・2 の方は、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であることが認められる場合、「特列入所」として利用できます。

要介護 3～5 **地域密着型** 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
【地域密着型特別養護老人ホーム】

定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設です。

※部屋のタイプはユニット型個室のみです。※原則として上越市民だけが利用できるサービスです。

<多床室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要介護 1	17,670 円	43,350 円	27,450 円	88,470 円
要介護 2	19,770 円			90,570 円
要介護 3	21,960 円			92,760 円
要介護 4	24,060 円			94,860 円
要介護 5	26,130 円			96,930 円

<ユニット型個室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要介護 1	20,100 円	43,350 円	61,980 円	125,430 円
要介護 2	22,200 円			127,530 円
要介護 3	24,450 円			129,780 円
要介護 4	26,580 円			131,910 円
要介護 5	28,650 円			133,980 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

●介護保険施設に入所する

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1～5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方を対象とした施設です。
看護、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練を行うことによって、在宅生活への復帰を目指します。

<多床室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要介護 1	23,790 円	43,350 円	13,110 円	80,250 円
要介護 2	25,290 円			81,750 円
要介護 3	27,240 円			83,700 円
要介護 4	28,830 円			85,290 円
要介護 5	30,360 円			86,820 円

<ユニット型個室の場合>

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③居住費	総額①+②+③
要介護 1	24,060 円	43,350 円	61,980 円	129,390 円
要介護 2	25,440 円			130,770 円
要介護 3	27,390 円			132,720 円
要介護 4	29,040 円			134,370 円
要介護 5	30,540 円			135,870 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

医療と介護を一体的に提供する施設

要介護 1～5 介護医療院

長期的に療養が必要である方に、必要な医療並びに療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練及び日常生活上の世話をを行います。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

要介護度	①利用者負担	②食費	③多床室	総額①+②+③
要介護 1	24,990 円	43,350 円	13,100 円	81,450 円
要介護 2	28,290 円			84,750 円
要介護 3	35,460 円			91,920 円
要介護 4	38,490 円			94,950 円
要介護 5	41,250 円			97,710 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

●住まいを移して利用するサービス

有料老人ホームなどに入居して介護サービスを利用する

要介護 1~5 **要支援 1・2** **特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）**

介護型の有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービスです。
食事・入浴など日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

要介護 1	16,260 円	要支援 1	5,490 円
要介護 2	18,270 円	要支援 2	9,390 円
要介護 3	20,370 円		
要介護 4	22,320 円		
要介護 5	24,390 円		

※食費と滞在費、入居一時金などは別途自己負担となります。

※「特定施設入居者生活介護」を利用できるのは、有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち、「特定施設（入居施設で入居者の受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設）」の指定を受けた施設です。



認知症の方が施設で共同生活する

要介護 1~5 **要支援 2** **地域密着型** **認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）**
【グループホーム】

認知症の方が、家庭的な環境で5~9人を1ユニットとして共同生活を行いながら、サービスを受けます。

●利用者負担（1割の場合）のめやす（1か月あたり）

（2ユニット以上の場合）

要介護度	①利用者負担	②食材料費	③居住費	①+②+③
要支援 2	22,470 円	43,000 円	52,000 円	117,470 円
要介護 1	22,590 円			117,590 円
要介護 2	23,640 円			118,640 円
要介護 3	24,360 円			119,360 円
要介護 4	24,840 円			119,840 円
要介護 5	25,350 円			120,350 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※水道光熱水費など別途自己負担があります。

※要支援 1の方は利用できません。

※原則として上越市民だけが利用できるサービスです。

●生活環境を改善するためのサービス

日常生活を補助するための福祉用具を借りる

要介護 1~5 **要支援 1・2** **福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）**

下記の13種類がレンタルの対象となります。

品目	貸与できる品目		
	要介護 4・5	要介護 2・3	要支援 1・2 要介護 1
① 手すり（工事を伴わないもの）	○	○	○
② スロープ（工事を伴わないもの）	○	○	○
③ 歩行器	○	○	○
④ 歩行補助つえ	○	○	○
⑤ 車いす	○	○	
⑥ 車いす附属品（クッション、電動補助装置）	○	○	
⑦ 特殊寝台	○	○	
⑧ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレスなど）	○	○	
⑨ 床ずれ防止用具（エアーマット等）	○	○	
⑩ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）	○	○	
⑪ 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）	○	○	
⑫ 移動用リフト（立ち上がり座いす、段差解消機など） ※つり具の部分を除く	○	○	
⑬ 自動排せつ処理装置 ※交換可能部品を除く	○		

●レンタル費用の1割~3割が利用者負担です。

●用具の種類、事業者によってレンタル費用は異なります。

●②③④は福祉用具貸与または特定福祉用具購入のいずれかを選択できます。

●希望される方は、担当するケアマネジャーにご相談ください。

排せつ、入浴のための福祉用具を買う

要介護 1~5 **要支援 1・2** **特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）**

下記の排せつや入浴など貸与になじまない福祉用具が購入できます。

◆腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）	◆簡易浴槽	◆スロープ
◆自動排せつ処理装置の交換可能部品	◆移動用リフトのつり具の部分	◆歩行器
◆入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）	◆排せつ予測支援機器	◆歩行補助つえ

※支給の対象となるのは、指定事業所で購入した福祉用具のみです。

●要介護区分に関係なく上限額は1年間（毎年4月1日から翌年3月31日）10万円です。

対象額の1割~3割が利用者負担です。

●自分にあつた用具を購入するため、担当するケアマネジャーや、指定事業所の福祉用具相談員にご相談ください。

●事業所にいったん全額を支払い、後から保険給付分が返ってくる「償還払い」と、自己負担額のみを支払い、保険給付分は市が事業所へ直接支払う「受領委任払い」が選択できます。

●生活環境を改善するためのサービス

より安全な生活のために住宅改修する

要介護 1~5 **要支援 1・2** **住宅改修 (介護予防住宅改修)**

在宅で生活している人が、生活環境を整えるため、下記の住宅改修を行った場合は、費用の一部が支給されます。

<介護保険の対象となる工事>

- 手すりの取付け
- 段差や傾斜の解消 (スロープの設置など)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材の変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- 和式便器から洋式便器への取替え等
※屋外部分の改修工事も給付対象となる場合があります。
※新築、増築は対象外です。
※施工前の申請が必要です。

利用限度額 / 20万円まで

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給されます。

相談・検討

- ・身体にあった工事とするため、施工業者との契約前に、担当ケアマネジャーに相談してください。
- ※担当ケアマネジャーがいない場合は、市へご相談ください。

申請

- ・工事を始める前に高齢者支援課への申請が必要です。
- ・申請書や住宅改修が必要な理由書、見積書、改修前の写真等の必要書類を提出してください。

工事

- ・市の審査結果を受けてから着工します。

施工業者へ改修費用の支払い

- ・改修終了後、改修費用を施工業者へ支払います。
「償還払い」の場合・・・改修費用全額を支払います。
「受領委任払い」の場合・・・改修費用の1割～3割を支払います。

実績報告

- ・実績報告書や領収書、工事費内訳書、改修後の写真等の必要書類を提出してください。

市から改修費の支給

- ・市から住宅改修費が支給されます。
「償還払い」の場合・・・口座振込により、改修対象者へ改修費用(7割～9割)を支払います。
「受領委任払い」の場合・・・施工業者へ改修費用(7割～9割)を支払います。

🌸部屋のタイプについて

- ユニット型個室とは、ユニットケア(10人程度を1つの単位とする介護方法)を行っている施設の個室です。
- ユニット型個室的多床室とは、ユニットケアを実施している施設の、プライバシーを確保できるよう従来の部屋を個室に改修した居室です。
- 従来型個室とは、従来型のケア(ユニットケアでない介護方法)を行っている施設の個室です。
- 多床室とは、定員2人以上の居室です。ユニット型の施設にはありません。

🌸介護職員と良好な関係を築き、サービスを利用しましょう

近年、介護現場では、一部の利用者や家族等による介護職員へのハラスメント行為が発生していることについて、様々な調査で明らかとなっています。

介護職員が安心して働ける環境をつくるのが、よりよい介護サービスの安定的な提供につながります。気持ちのよいサービス提供がなされ、また、安心してサービスを利用するためにも、介護職員と良好な関係を築くことが大切です。

■具体的なハラスメント行為の例

- 身体的暴力(たたく、つねる、ものを投げるなど)
- 精神的暴力(大声で怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、理不尽な要求をするなど)
- セクシャルハラスメント(身体を触るなど)

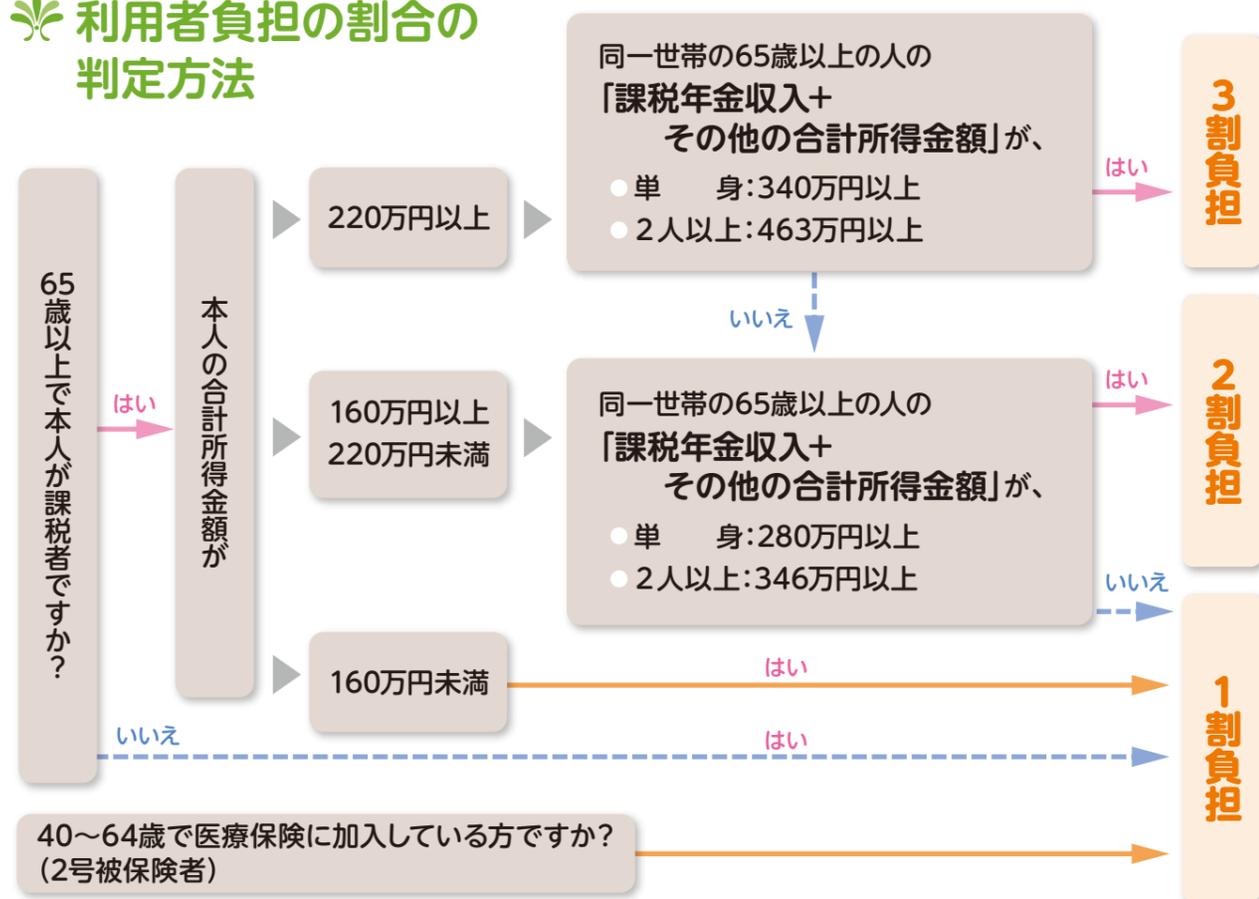


利用者負担

介護保険サービスを利用したときには、費用の1割から3割を負担いただくことになります。
利用者負担の割合は、本人やその世帯の前年の所得等の状況に応じて決定します(下記判定方法をご覧ください)。

介護保険サービスを使うときは、被保険者証と一緒に、負担割合証を必ずケアマネジャーとサービス事業者へ提示してください。

利用者負担の割合の判定方法



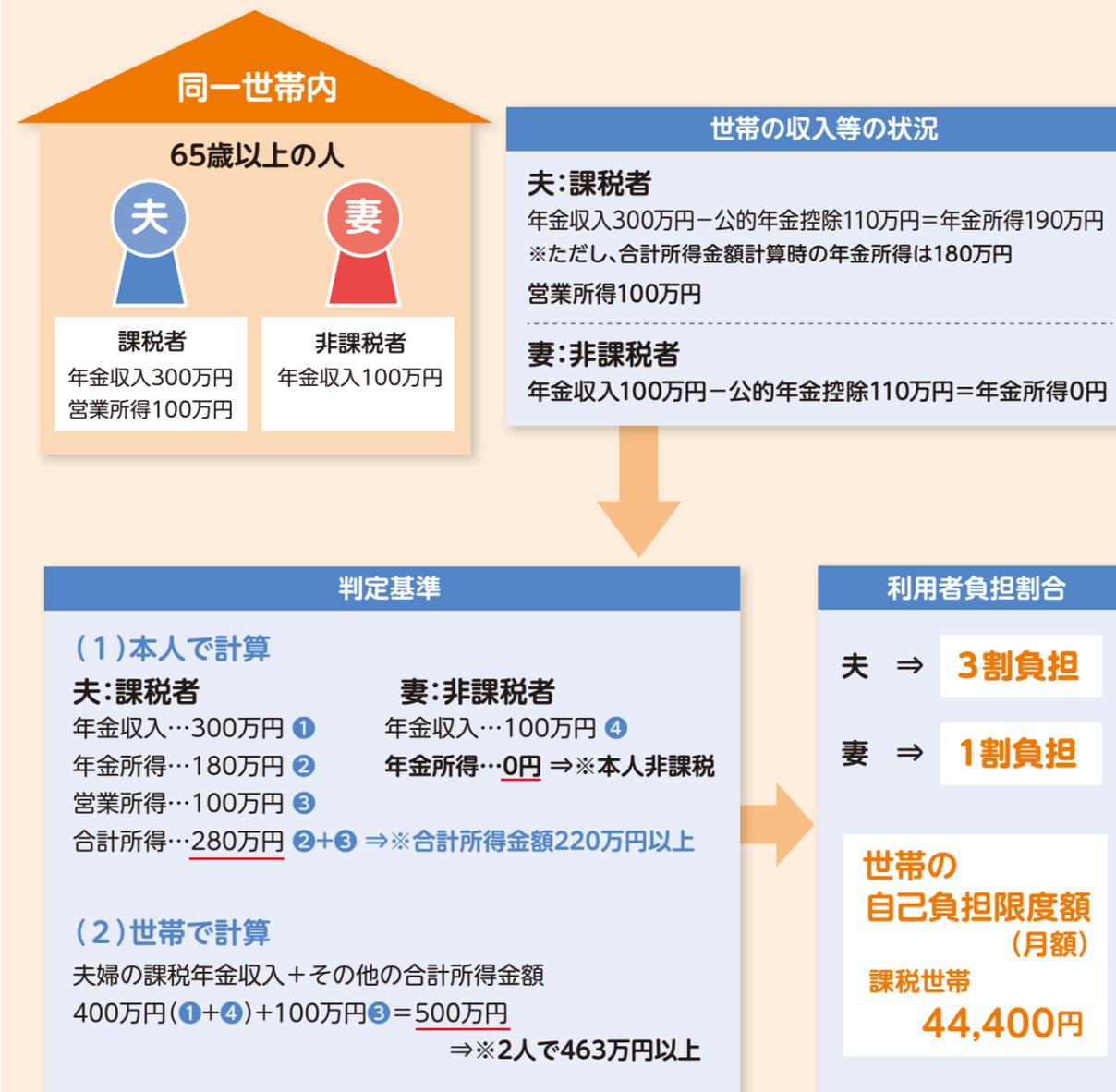
利用者負担の割合にかかわらず、世帯の利用者負担額の上限が定められています。詳しくは36ページの「介護保険の利用者負担が高額になったとき」をご覧ください。

※合計所得金額を算定する際の給与所得控除及び公的年金等控除は、平成30年度税制改正前の計算方法を用います。

◆負担割合は前年の所得によって決定するため、毎年7月に新しい負担割合証を交付します。



《例》夫婦2人世帯の例・・・同一世帯内に65歳以上の人が2人いる場合



世帯構成が変わると? 過去に遡って所得が変わると?

転居や死亡、新たに65歳になった人がいる場合など、世帯の中の65歳以上(第1号被保険者)の人の数が変わると、負担割合が変更になる場合があります。その場合は、翌月から、新たな負担割合に変更になります。また、税の修正申告等により遡って所得が変更されると、直近の8月(※)に遡って、負担割合も変更になります。このとき、1割から3割などに利用者負担割合が増える場合は、多く支払った給付費を市へ返還していただきます。逆に3割から1割などに利用者負担割合が下がる場合は、少なかった給付費を市から追加給付します。

※所得更正の範囲によっては、更に遡る場合があります。

在宅サービスの上限額

在宅サービスでは、要介護度等(基本チェックリスト該当の場合、要支援1・2、要介護1～5)に応じて、介護保険で利用できる上限額(支給限度額)が決められています。

支給限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割から3割になりますが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は保険外となり、全額が利用者負担となります。

在宅サービスの支給限度額と利用者負担額

要介護度	1か月の支給限度額	1か月の利用者負担額		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
要支援1 <small>(チェックリスト該当者)</small>	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

上記の支給限度額に含まれないサービス

- 特定(介護予防)福祉用具購入
- (介護予防)住宅改修住宅改修
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- (介護予防)居宅療養管理指導
- 施設に入所して利用するサービス 等

《例》要介護1で利用者負担1割の人が、1か月間に20万円のサービスを利用した場合



利用者負担の軽減

負担限度額認定

所得の低い人が、施設サービス等を利用したときにかかる食費・居住費の負担を軽くするための制度です。この制度を利用するには市へ申請手続きを行い、介護保険負担限度額認定証の交付を受ける必要があります。

市民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、下表の要件に該当する人を対象に施設サービスや短期入所サービス利用時の食費・居住費の負担額を軽減します。

1日あたりの食費と居住費の自己負担限度額

負担段階	所得要件	資産要件 (預貯金等)	食費	居住費				
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者	(単身) 1,000万円以下 (夫婦) 2,000万円以下	300円	令和6年 7月まで	820円	490円	320円 [490円]	0円
				令和6年 8月から	880円	550円	380円 [550円]	0円
第2段階	課税年金収入額と非課 税年金収入額とその他 の合計所得金額の合計 が80万円以下の人	(単身) 650万円以下 (夫婦) 1,650万円以下	390円 (600円)	令和6年 7月まで	820円	490円	420円 [490円]	370円
				令和6年 8月から	880円	550円	480円 [550円]	430円
第3段階 ①	課税年金収入額と非課 税年金収入額とその他 の合計所得金額の合計 が80万円超120万円 以下の人	(単身) 550万円以下 (夫婦) 1,550万円以下	650円 (1,000円)	令和6年 7月まで	1,310円	1,310円	820円 [1,310円]	370円
				令和6年 8月から	1,370円	1,370円	880円 [1,370円]	430円
第3段階 ②	課税年金収入額と非課 税年金収入額とその他 の合計所得金額 の合計が120万円超 の人	(単身) 500万円以下 (夫婦) 1,500万円以下	1,360円 (1,300円)	令和6年 7月まで	1,310円	1,310円	820円 [1,310円]	370円
				令和6年 8月から	1,370円	1,370円	880円 [1,370円]	430円
施設(事業所)に支払う標準的な額(基準費用額)			1,445円	令和6年 7月まで	2,006円	1,668円	1,171円 [1,668円]	855円 [377円]
				令和6年 8月から	2,066円	1,728円	1,231円 [1,728円]	915円 [437円]

- ※ () 内の金額は、短期入所サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護)の場合です。
- ※ [] 内の金額は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院または短期入所療養介護の場合です。
- ※ 「非課税年金」とは、遺族年金、障害年金のほか寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。
- ※ 第2号被保険者は、資産要件が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。
- ※ 基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額(1日あたり)です(実際の費用は、利用者と施設(事業所)との契約により決まります)。
- ※ 令和6年8月から居住費が1日あたり60円上がります。

介護保険サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービス(介護予防・生活支援サービス事業を含む)の世帯の利用者負担の合計が高額になった場合に、上限額を超えた金額を、高額介護(介護予防)サービス費、高額介護予防サービス事業費として支給します。

対象となる利用者負担額は、介護保険サービス費の1割から3割負担額に限られます。

該当する人には、利用した月の概ね3か月後に「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」をお送りしますので、高齢者支援課へ提出してください。

なお、一度申請書を提出していただくと、次回以降は指定口座に自動的に振り込まれます。

所得区分		負担の上限額 ※ 3	
		世帯	個人
市民税課税世帯	課税所得 690 万円以上 ※ 1	140,100 円	140,100 円
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満 ※ 1	93,000 円	93,000 円
	課税所得 380 万円未満 ※ 1	44,400 円	44,400 円
世帯全員が 市民税非課税	本人の前年の課税年金収入金額とその他の合計 所得金額の合計が 80 万円を超える人 ※ 2	24,600 円	24,600 円
	・本人の前年の課税年金収入金額とその他の合計 所得金額の合計が 80 万円以下の人 ※ 2 ・老齢福祉年金を受給している人	24,600 円	15,000 円
生活保護を受けている人			15,000 円

※1 本人又は同一世帯の 65 歳以上の方のうち、一番高い方の課税所得額

※2 「その他の合計所得金額」を算定する際の給与所得控除は、平成 30 年度税制改正前の計算方法を用います。

※3 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担額の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担額の上限額を指します。

支給対象外

- 福祉用具購入費・住宅改修費
- 要介護等状態区分の支給限度額を超えた額
- 介護保険サービス以外の自己負担額
- 施設サービス等での食費・居住費(滞在費)

介護保険と医療保険の利用者負担の合計が高額になったとき

医療保険・介護保険の両方を利用する世帯の負担が重くならないよう、1年間(8月～翌年7月まで)の介護保険と医療保険の両方の利用者負担額(年額)の合計が高額になった場合に、所得等に応じて定められた基準額を超えた金額を高額(介護予防)医療合算介護サービス費、高額介護予防医療合算サービス事業費として支給します。支給に該当すると思われる方には、加入する医療保険の保険者から申請書をお送りしますので、申請してください。詳しくは、加入している医療保険の窓口へお問い合わせください。

介護保険サービス利用者負担金助成事業 認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業

特に生計が困難である人を対象に、介護保険サービスの利用者負担(1割負担・食費・居住費)を助成する制度や、認知症対応型グループホームを利用した際に支払う家賃等の一部を助成する制度を実施しています。対象となる人は以下の全てに該当する人です。

- ① 市民税非課税世帯
- ② 世帯の年間の収入の合計額が、本人のみの世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下
- ③ 世帯が所有する現金、預貯金、有価証券等の合計額が、本人のみの世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下

世帯員の人数	② 収入の上限	③ 現金、預貯金及び有価証券の合計額の上限
1人(本人のみ)	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円
(+1人)	(+50万円)	(+100万円)

- ④ 本人、世帯員が所有する土地及び家屋の評価額の合計が1,000万円以下(本人、世帯員が居住するために所有するものを除く)
- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑥ 介護保険料の滞納がなく、生活保護や給付額減額等給付制限の措置を受けていない

※助成を受けるには、市に申請を行い、助成の対象者として認定を受ける必要があります。詳しくは、高齢者支援課へお問い合わせください。

利用者負担額の減免

災害などの特別な事情により、介護保険サービス費の利用者負担を支払うことが困難なときは、申請し承認されると減免になります。



交通事故等が原因で介護サービスを利用するときは早めにご連絡を

交通事故や傷害事件等、第三者(加害者)から受けた傷害により、被保険者が介護保険のサービスを利用した場合、本来その介護費用は加害者(第三者)が負担すべきものです。上越市が一時立て替えをしますが、後で被害者である被保険者に代わって上越市が加害者に請求します。この請求には手続きが必要ですので高齢者支援課にご連絡をお願いします。なお、医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療保険・社会保険・労災保険)で第三者行為の手続きを済ませている場合も、介護保険について別途手続きが必要となります。



第三者行為による手続きはどうしたらいいの？

- まずは、高齢者支援課へご相談ください。手続きに必要な書類(①から③)等をお送りします。
- 自動車安全運転センターで④を発行してもらった後、下記の①から③の書類に必要事項を記載し、④を添えて市に提出して下さい。

【手続きに必要な書類】

- ①被害届
- ②念書
- ③事故発生状況報告書
- ④交通事故証明書



【提出先】

上越市役所 高齢者支援課 (電話番号025-520-5706)

※加害者側との交渉の結果、賠償額のうち介護保険の保険給付分が保険者(場合によっては被害者)に支払われます。既に示談交渉が済んで、被保険者(被害者)が加害者・損保会社から介護保険の保険者給付分(7割から9割分)も含めた示談金を受領している場合、保険者(上越市)は介護保険の被保険者(被害者)にその給付額を請求することもありますのでご承知ください。

地域支え合い事業 「通いの場」

28地域自治区にある公民館やコミュニティプラザなどで、市から委託された団体が週に数回(地域によって異なります。)開催しています。

ご興味のある方、参加してみたい方は、お気軽に高齢者支援課介護企画係へご連絡ください。ご自宅近くの会場をご紹介します!

電話:025-520-5704 メール:kaigo@city.joetsu.lg.jp

① すこやかサロン

目的	高齢者が気軽に集い、交流を行うことにより閉じこもりを予防し、心身の機能低下を予防します。
対象	65歳以上の人、その人の支援のために活動に関わる人 ※介護認定を受ける必要はありません。
参加費	1回 100円程度
内容	○血圧測定などの健康チェック ○製作活動、脳トレ、軽体操、ゲーム、レクリエーションなどを行います。 ※介護者家族の集い・認知症カフェの開催もあります。



② 介護予防教室 (通所型サービスB)

目的	生活習慣病の重症化、運動機能低下、認知機能低下等のリスクが高い人の介護予防を行います。
対象	65歳以上の人、その人の支援のために活動に関わる人 ※要介護1~5の認定を受けている方は対象外です。
参加費	1回 200円程度
内容	○血圧測定などの健康チェック ○理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、保健師等が講師となり、脳トレや運動、講話等を行います。



毎日の生活の中で不安なこと・困ったことはありませんか？ 地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・保健・医療・福祉などのさまざまな相談を受ける総合相談窓口です。

私たちがサポートします

地域の関係機関や支援者などと連携して支援を行っています



保健師(看護師)

主任介護支援専門員

社会福祉士

～地域包括支援センターではこんな仕事をしています～

物忘れが気になる さまざまな相談ごと (総合相談支援業務)

健康や介護、認知症、障害、ひきこもり、生活困窮などに関する悩みや相談をお受けし、支援します。

体力低下が不安 介護予防のサポート (介護予防ケアマネジメント業務)

高齢者のみなさんが自身の健康づくりや介護予防に取り組みながら、自立した生活を送れるよう、心身の状態に応じた生活支援の計画を作ります。

財産管理に自信がなくなった 権利を守ること (権利擁護業務)

高齢者のみなさんのさまざまな権利を守り、安心して暮らせるよう、詐欺などの被害防止の啓発や成年後見制度に関する支援、虐待の早期発見・早期対応などに取り組めます。

地域のネットワークづくり 暮らしやすい地域のために (包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

みなさんにとって暮らしやすい地域にするため、ケアマネジャーの支援のほか、さまざまな機関とのネットワークづくりを行います。

相談無料
秘密厳守

■地域包括支援センターは地区担当制になっています。ご相談の際は、お住まいの地域の地域包括支援センターへご連絡ください。
※担当のセンターがわからない場合は、高齢者支援課(電話 025-520-7514)までご連絡ください。

■相談は、自宅へ訪問し行うこともできます。ご本人だけでなく、ご家族など周りの方からの相談も受けています。お気軽に連絡してください。



地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターのご案内

お住まいの地域の地域包括支援センターをご利用ください。 ※はサテライト

	名称及び所在地	電話番号	担当エリア
1	地域包括支援センターたかだ 西城町3-6-31 介護老人保健施設「くびきの」内	025-526-1155	大手町、本城町、本町3～7丁目、北本町1～4丁目 仲町3～6丁目、寺町2.3丁目、大町3～5丁目 西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、 東本町1～5丁目、幸町、新町、高土町1.2丁目
2	みんなでいきる地域包括支援センター 大貫2-16-23 特別養護老人ホーム「サンクスレルヒの森 南棟1階」内	025-520-8970	金谷区、三郷区
3	センター病院地域包括支援センター 南高田町6-9 「上越地域医療センター病院」内	025-527-3880	南本町1～3丁目、東城町1～3丁目 南城町1～4丁目 南新町、南高田町、本町1.2丁目、仲町1.2丁目 寺町1丁目、大町1.2丁目、和田区
4	高田の郷地域包括支援センター 新南町28-3 介護老人保健施設「高田の郷」内	025-521-5133	新道区、諏訪区、津有区、 高土区
5	かすが地域包括支援センター 木田新田1-1-3 「上越総合福祉センター」内	025-520-5028	春日区
6	リポーン地域包括支援センター 下門前1910 有料老人ホーム「スローライフもんぜん」内	025-530-7802	有田区
7	ふもと地域包括支援センター 中央1-23-26 医療法人社団ふもとクリニック介護医療院「えがお虹の森ふもと」併設	025-531-1502	西本町1～3丁目、御幸町、あけぼの、四ツ屋、旭区、横町、 本町、荒川町、天王町、福永町、沖見町、塩浜町、浜町、 住吉町、港町1.2丁目、市之町、八千浦区、保倉区、北諏訪区
8	地域包括支援センター府中会(拠点) 東雲町2-11-6 ケアハウス「至徳路」内	025-544-3325	東雲町1.2丁目、栄町1.2丁目、石橋、 石橋1.2丁目、新光町3丁目、五智1～6丁目 アシスト上越マンション、五智新町、虫生若戸 国府1～4丁目、小丸山団地、加賀町 谷浜・桑取区、名立区
	名立地域包括支援センター ※ 名立区名立大町4174 地域密着型介護老人福祉施設「名立ひなさき」内	025-520-8320	
9	しおさいの里地域包括支援センター大瀧くらし支援室(拠点) 大瀧区犀瀧410番地2 特別養護老人ホーム「しおさいの里」内	025-535-1151	大瀧区、頸城区
	しおさいの里地域包括支援センター頸城くらし支援室 ※ 頸城区百間町636 「頸城区総合事務所」内	025-546-7323	
10	柿崎地域包括支援センター(拠点) 柿崎区柿崎5548 特別養護老人ホーム「よねやまの里」内	025-536-6312	柿崎区、吉川区
	吉川地域包括支援センター ※ 吉川区原之町1819-1 特別養護老人ホーム「ほほ笑よしかわの里」隣	025-548-3030	
11	浦川原地域包括支援センター(拠点) 浦川原区顕聖寺242-2 「浦川原高齢者生活福祉センター」内	025-599-3872	浦川原区、安塚区、大島区、 牧区
	安塚地域包括支援センター ※ 安塚区安塚2549-5 「安塚やすらぎ荘」内	025-592-3033	
	大島地域包括支援センター ※ 大島区岡3388-1 「大島地区公民館」内	025-594-7109	
	牧地域包括支援センター ※ 牧区大月252 特別養護老人ホーム「沖見の里」内	025-529-3181	
12	上越あたご地域包括支援センター三和(拠点) 三和区井ノ口444 「三和区総合事務所」内	025-530-7581	三和区、中郷区、板倉区、 清里区
	上越あたご地域包括支援センター中郷 ※ 中郷区二本木1959-4 「中郷保健相談センター」内	0255-74-2355	
	上越あたご地域包括支援センター板倉 ※ 板倉区針722-1 「板倉区総合事務所」内	0255-78-7531	
	上越あたご地域包括支援センター清里 ※ 清里区荒牧18 「清里区総合事務所」内	025-530-7612	

介護保険サービスについての 苦情・相談があるときは



介護保険サービスについて、困ったことや不安に思うことがあるときは、遠慮せず、早めにご相談ください。

○まずは、サービス事業者やケアマネジャーに相談してみましょう。

サービス事業者	事業者は、利用者からの苦情・相談に対して対応する義務があります。事業者から提供されているサービスの内容に不満があるときは、まず、その事業者の相談窓口にご相談することをおすすめします。
ケアマネジャー	ケアプランを作成したケアマネジャーに相談することもできます。ケアマネジャーは、利用者からの相談に対し、必要に応じて事業者との調整などの対応を行います。

○それでも改善されない場合には、市役所や地域包括支援センターでもご相談に応じています。

上越市役所高齢者支援課	電話：025-520-5704（直通）
地域包括支援センター	地域住民のみなさんのさまざまな相談について、保健師や社会福祉士などの専門職が対応します。 ※連絡先は41ページの一覧をご覧ください。

○都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ相談や苦情申し立てをすることもできます。

新潟県国民健康保険 団体連合会 介護サービス相談室	電話：025-285-3022
---------------------------------	-----------------



介護保険などに関するお問い合わせ先

問合せ項目	電話番号	担当課・係
介護保険料の相談・納付	025-520-5706（直通）	高齢者支援課 賦課給付係
介護保険サービスの利用者負担割合・給付、利用者負担の軽減	025-520-5706（直通）	高齢者支援課 賦課給付係
要介護（要支援）認定・調査	025-520-5705（直通）	高齢者支援課 認定係
地域支え合い事業「通いの場」	025-520-5704（直通）	高齢者支援課 介護企画係
介護保険サービスに関する苦情・相談	025-520-5704（直通）	高齢者支援課 介護企画係
高齢者福祉サービス （紙おむつ給付、在宅介護手当、ふれあいランチサービスなど）	025-520-5707（直通）	高齢者支援課 支援係
高齢者の生きがいづくり （シニアパスポート、シニアスポーツ大会等・作品展など）	025-520-5708（直通）	高齢者支援課 はつらつ係

お問い合わせ

上越市役所／高齢者支援課 〒943-8601 上越市木田1-1-3
TEL 025-526-5111 FAX 025-526-6115
メールアドレス koureisya@city.joetsu.lg.jp

上越市のホームページでも情報を公表しています。
<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/koureisya/>